

患者さんへのご案内

当院では、
特定看護師が特定行為（診療の補助）を実施しています

特定行為とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師があらかじめ作成した手順書(指示)に従い、患者さんへ診療の補助（特定行為）を行うことです。

特定行為が可能となった看護師を当院では、「**特定看護師**」と呼んでいます。

対象となるのは、

- 手術を受けられる方
- 人工呼吸を装着されている方
- 点滴の調整が必要な方 など



みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

特定行為に関するご相談は下記窓口をご利用ください。

【患者支援センター】

受付時間：月曜～金曜 9：00～17：00

場 所：1階エスカレーター奥



【厚生労働省ウェブサイト】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

東京逋信病院長